当院の院外処方について

当院の院外処方せんは「銘柄名処方」ではなく「一般名処方」で処方せんを発行しております。

「一般名処方」とは

① 処方せんには調剤される医薬品が記載されておりますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。

② 厚生労働省が示している記載方法に準じて
【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」で記載されます

「一般名処方」のメリット

・「一般名処方」で記載された処方せんでは、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者様の負担軽減や、国の医療費の節減に繋がります。

ご不明な点がございましたら受付までお声掛けください。

※銘柄名処方

※一般名処方

医療法人社団恵有会　緑協和病院

2023 年 4 月 1 日